

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部長野県済生会シルバーランドみつい及びシルバーランドきしの防災規程

第1章 目的

(目的)

第1条 この規程は、消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項の規定に基づき、シルバーランドみつい及びシルバーランドきしの（以下「施設」という。）における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、地震その他の災害の予防及び人命の安全を図ることを目的とする。

(防災規程の適用範囲)

第2条 この規程は、入所者、施設利用者及び職員等の全ての者に適用するものとする。

第2章 予防管理対策

(防火管理者の権限)

第3条 防火管理者は、防火管理について専門的知識を有する者をもって充て、この規程について一切の権限を有するものとする。

(防火管理者の業務)

第4条 防火管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の作成
- (2) 通報、避難、消火訓練の実施
- (3) 消防用設備等の確認
- (4) 建築物、火気使用設備器具等、危険物施設等の検査の実施
- (5) 火気の使用又は取扱いに関する指導監督
- (6) その他防火管理上必要な事項

(予防管理組織)

第5条 日常の火災及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに火元責任者及び建築物等の検査員その他防災上必要な職を置く。

2 前項に規定する組織の編成及びその職務は、別表第1によるものとする。

(自衛消防組織)

第6条 火災その他事故発生時における被害を必要最小限に止めるため、自衛消防隊を置き、その組織及び職務は、別表第2によるものとする。

(点検検査基準)

第7条 火災予防上の自主検査、消防用設備等の点検基準は、別表第3によるものとする。

(消防機関への報告)

第8条 防火管理者は、次に掲げる事項について消防機関へ連絡を行うとともに、防火管理の適正を期すよう努めなければならない。

- (1) 消防計画の提出
- (2) 査察の要請
- (3) 教育訓練の要請
- (4) 建築及び諸設備の設置又は変更時の事前連絡並びに法令に基づく諸手続
- (5) 消防用設備等の点検結果の報告
- (6) その他防火管理について必要な事項
(防災活動)

第9条 防火対象物の内外で火災その他の災害が発生した場合は、第6条に規定する自衛消防組織によりその被害を最小限度に抑えるものとする。

2 前項の場合において、消防機関が到着したときは、通報連絡及び避難誘導の職にある者は、人命救助の要否及び火災の状況を速やかに報告するとともに、消防隊の誘導及び必要な連絡調整に当たるものとする。

第3章 防災教育及び訓練

(震災予防措置)

第10条 防火管理者は、職員及び入所者その他施設の関係者に対し、防火に関する教育訓練を別表第4により実施しなければならない。

(自衛消防訓練)

第11条 防火管理者及び関係者は、有事に際し、被害を最小限度に止めるため、自衛消防訓練により技術の習得、錬磨に努めるものとする。

2 前項の自衛消防訓練は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 消火、通報、避難その他の部分訓練
- (2) 総合訓練

第4章 震災訓練

(震災予防措置)

第12条 地震災害の予防は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 施設に付随する看板又は窓枠等の倒壊、転倒、落下等の防止措置
- (2) 火気使用設備器具等の転倒防止措置及び自動消火装置等の作動状況の検査
- (3) 危険物等の漏洩、流失等の防止措置

(地震発生時の活動)

第13条 地震が発生した場合は、次に掲げる活動により、被害を最小限度に止めるものとする。

- (1) 火元責任者及び消火係員は、火気使用設備器具等からの出火防止措置を行う。
- (2) 避難誘導係員は、避難者等に対して必要な指示をし、混乱防止に努める。
- (3) 避難は、防災機関からの避難命令又は自衛消防隊長の判断により開始する。

- (4) 避難場所は、施設毎に別に定め、誘導後速やかに人員確認のうえ、自衛消防隊長に報告するものとする。また、必要に応じて近隣の公共施設に避難誘導する。
- 2 地震後において施設及び火気使用設備器具等を使用する場合は、防火管理者及び火元責任者が点検検査を行い、その安全を確認した後に開始しなければならない。

第5章 その他

(関係機関等との協力体制)

第14条 防火管理者は、防災機関はもとより、地域住民とも日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の状況を認識してもらうよう努め、避難、消火、避難後の援護等が円滑に行えるよう協力体制の確立を図るものとする。

(その他)

第15条 この規定に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

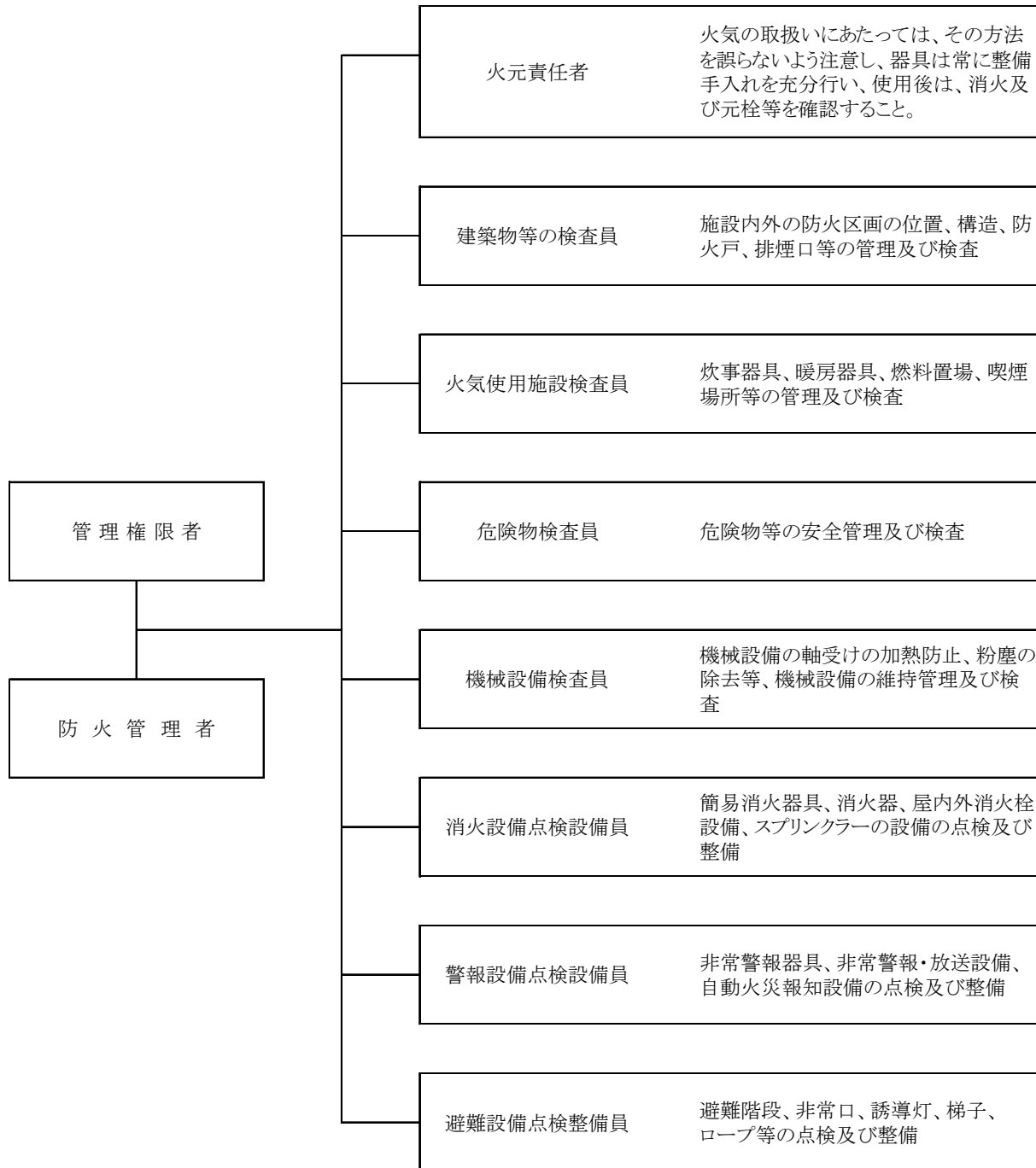
この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

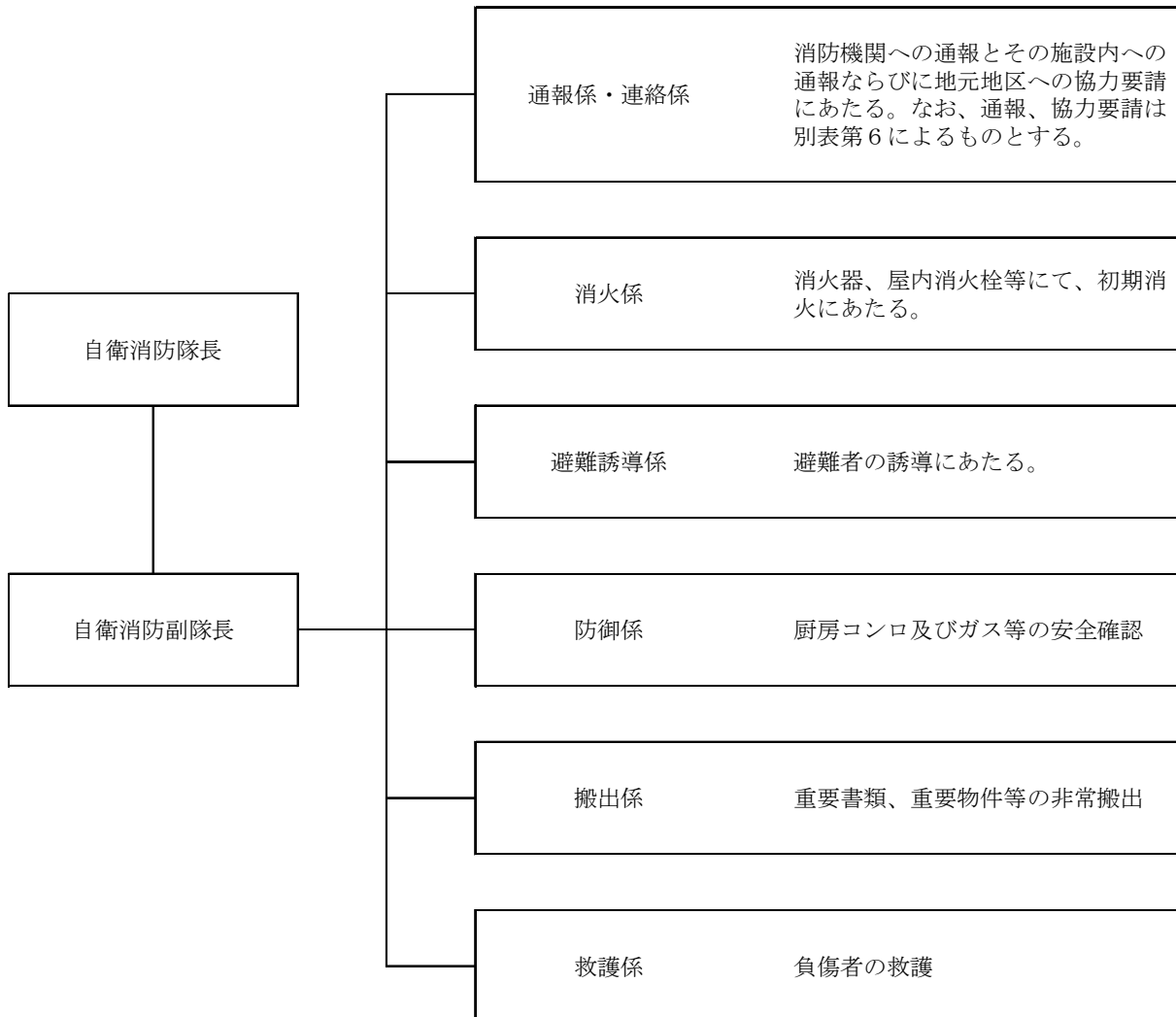
別表第1（第5条関係）

予防管理組織編成表



別表第2（第6条関係）

自衛消防組織編成表



別表第3（第7条関係）

点検検査基準

1. 自主検査

点検対象	点検月
建築物	5月・9月・1月
消火設備	6月・10月・2月
火気使用設備器具（厨房）	委託業者で毎日点検
危険物設備	7月・11月・3月
電気設備	4月・8月・12月

2. 消防用設備等点検

消防設備等	点検実施月日		
	外観点検	機能点検	総合点検
消火器	6月	6月	11月
自動火災報知設備	6月	6月	11月
非常警報設備	6月	6月	11月

別表第4（第10条関係）

教育訓練計画表

計画事項	計画内容	実施内容
職員に対する教育	1 消防計画の周知徹底	年2回
	2 防火管理上の遵守事項	
	3 防火管理に関する職員各自の任務並びに責任の周知徹底	
	4 その他防火管理業務遂行上必要な事項	
自衛消防訓練	1 通報訓練	年2回以上
	2 消火訓練	
	3 避難誘導訓練	
	4 総合訓練	